

系統売電分の 電力量認証に関する 留意事項

2023年 4月

一般財団法人日本品質保証機構
グリーンエネルギー認証室

はじめに

- グリーン電力の認証では以下の2つのカテゴリで認証を行うこととしています。
(以下のグリーン電力認証基準2-3-2を参照)。
 - (1) 電気事業者の系統に供給されている電力 (以下、「系統売電分」)
 - (2) 所内で消費されている電力 (以下、「自家消費分」)
- 上記 (1) の系統売電分の認証にあたっては、エネルギー供給構造高度化法に基づいた非化石証書の発行がなされないことを確認する、つまり、非化石証書とグリーン電力証書のダブルカウント防止について十分留意する必要があります。
- 認証にあたっては、当方より非化石証書の認定事務局へ照会して、非化石証書が発行されないことが確認されたもののみを認証対象とします。本資料ではそのための留意事項や必要な手順を取りまとめています。

系統売電分の申請にあたっての留意事項

■ 留意事項 1 <情報の取り扱い>

ダブルカウント防止措置を目的として、電力量認証の際には当機構より非化石証書の認定事務局へ以下の情報を提供します。

- ①受電地点特定番号、 ②認証電力量(kWh)、 ③発電期間開始日、
- ④発電期間終了日、 ⑤FIT設備ID（過去にFIT設備であった場合）

個人情報保護を含む情報管理の観点から、対象となる情報（上記の①～⑤）が当機構や非化石証書の認定事務局（資源エネルギー庁）に提供されることについて、**申請者は事前に発電事業者の了承を得てください。**

系統売電分の申請にあたっての留意事項

■ 留意事項 2 <申請のタイミング、申請できる発電期間>

系統売電分の電力量については、非化石証書とのダブルカウントがないことが確認できた後に電力量の認証に進むこととなります。ダブルカウントを確実にチェックするために、非化石証書の申請スケジュール（発電対象月の2ヵ月後の月末が申請締切）にあわせて①単体設備・ファーム型と、②プログラム型とで1回の申請において対象となる発電期間と申請が可能な期間を以下のとおり設定いたします。

設備タイプ	1回の申請において対象となる発電期間	申請が可能な期間
①単体設備・ファーム型	1ヵ月～6ヵ月	発電期間終了日が含まれる月をn月とした場合、(n+2)月20日～(n+6)月末日。 例：2023年4月～9月の発電期間分の認証申請は2023年11月20日～2024年3月31日に申請が可能。
②プログラム型	1ヵ月	非化石証書制度の定める発電対象月をn月とした場合、(n+2)月1日～(n+2)月20日。 例：2023年4月発電分は2023年6月20日まで申請が可能。

系統売電分の申請にあたっての留意事項

■ 留意事項3 <ダブルカウントのチェックの結果>

当機構より非化石証書の認定事務局へダブルカウントのチェックのためのデータを提出いたします。認定事務局より結果を受領後、ダブルカウントに該当すると判断した場合は電力量認証の対象としません。ダブルカウントに該当しないと判断した場合は電力量認証の対象として認証作業に進みます。

また、ダブルカウントに該当すると判断した場合は、その結果を申請者にお知らせいたします。該当しないと判断した場合は、申請者に結果をお知らせいたしません。

■ 留意事項4 <電力量認証申請料>

電力量認証申請が行われると、認証の可否にかかわらずグリーン電力認証料金規定に基づき電力量認証申請料を申し受けます。系統売電分については、当該電力量がダブルカウントに該当することが判明した場合、認証対象外という結論となりますが、その場合でも申請料は払い戻しいたしません。事前に十分な確認を行うようにしてください。

系統売電分の申請にあたっての追加的な作業

申請の種類	追加的に必要となる申請手順
設備認定 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規に系統売電分の設備認定申請を行う場合は、申請書に「受電地点特定番号」を記入してください。 ● また、過去にFIT設備であった場合は「FIT設備ID」も記載ください。
設備認定 (変更)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家消費分のみが電力量認証の対象となっている既存の認定設備について、新たに系統売電分の電力量認証を受ける場合には、設備変更の申請が必要となります。 ● その際には「受電地点特定番号」や過去にFIT設備であった場合には、「FIT設備ID」、系統売電分の認証可能電力量の算定方法等の記入が必要となります。
電力量認証	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請前に非化石証書とのダブルカウントがないことをご確認ください。 ● 単独の認定設備において自家消費分と系統売電分の両方の電力量認証の申請を行う場合は、別々に電力量認証の申請を行う必要があります。

系統売電分の電力量認証のフロー ①

◁ 単体設備・ファーム型 ▷

スケジュール	証書発行事業者	JQA グリーンエネルギー認証室	資源エネルギー庁 非化石証書 認定事務局
<p>(1) 認証の申請</p> <p>※(n+2)月20日～ (n+6)月末日 ※発電期間終了日が含まれる月をn月とした場合</p>	<p>① 電力量認証の申請</p> <p>6か月以内の単月または複数月の発電期間の申請が可能</p>	<p>② 認証申請の受付</p> <p>③ ダブルカウントのチェックのためのデータ提出</p>	
<p>(2) ダブルカウントのチェック結果の通知</p> <p>※電力量認証申請を行った月の翌月末ごろまで</p>	<p>⑥ 結果の通知の受領</p> <p>ダブルカウントに該当すると判断された場合のみ通知</p> <p>※ダブルカウントには、すべてが認証対象外となる場合と申請内容（対象期間、対象設備など）の修正により認証対象となる場合が考えられます。</p>	<p>⑤ チェック結果の受領</p> <p>ダブルカウントに該当する場合は⑥へ、該当しない場合は⑦へ進む</p>	<p>④ ダブルカウントのチェックを行い、その結果をJQAへ通知</p>
<p>(3) 電力認証書の発行</p> <p>※電力量認証申請を行った月の翌々月中ごろまで</p>	<p>⑨ 電力認証量の受領</p>	<p>⑦ 電力量の認証</p> <p>⑧ 電力認証量の通知</p>	

系統売電分の電力量認証のフロー ②

◁ プログラム型 ▷

スケジュール	証書発行事業者	JQA グリーンエネルギー認証室	資源エネルギー庁 非化石証書 認定事務局
<p>(1) 認証の申請</p> <p>※(n+2)月1日～ (n+2)月20日 ※非化石証書制度の定める発 電対象月をn月とした場合</p>	<p>① 電力量認証の申請</p> <p><u>1カ月の単月の発電期間の 申請のみ可能</u></p>	<p>② 認証申請の受付</p> <p>③ ダブルカウントの チェックのための データ提出</p>	
<p>(2) ダブルカウントの チェック結果の通知</p> <p>※(n+3)月末ごろまで</p>	<p>⑥ 結果の通知の受領</p> <p><u>ダブルカウントに該当すると 判断された場合のみ通知</u></p> <p>※ダブルカウントには、すべてが認証対象外と なる場合と申請内容（対象期間、対象 設備など）の修正により認証対象となる 場合が考えられます。</p>	<p>⑤ チェック結果の受領</p> <p><u>ダブルカウントに該当する場合は⑥へ、 該当しない場合は⑦へ進む</u></p>	<p>④ ダブルカウントの チェックを行い、そ の結果をJQAへ通知</p>
<p>(3) 電力認証書の発行</p> <p>※(n+4)月中ごろまで</p>	<p>⑨ 電力認証量の受領</p>	<p>⑦ 電力量の認証</p> <p>⑧ 電力認証量の通知</p>	